


〔16年1月1日現在〕

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
扶養手当	配偶者	13,500円		
	配偶者以外の扶養親族 2人まで	6,000円		
	ただし、配偶者のいない職員の扶養親族 1人	11,000円		
	その他の扶養親族	5,000円		
	満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき加算	5,000円		
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の親族	6,500円		
住居手当	借家・借間居住者	同じ		
	基礎控除額			12,000円
	最高支給限度額			27,000円
	自宅居住者（新築または購入後5年間）			2,500円
通勤手当	交通機関などの利用者	一部異なる	交通用具利用者 2,000円 2km以上～5km未満 最高20,900円 40km以上	
	運賃等の額に相当する額45,000円まで全額支給			
	運賃等の額に相当する額が45,000円を超える場合 差額の1/2 限度額5,000円を加算 【最高限度額】 50,000円			
	交通用具利用者			900～20,900円

〔8〕特別職の報酬などの状況〔16年1月1日現在〕

区分	給料月額など	期末手当支給割合	
市長	858,000円	6月期 1.70月分 12月期 1.60月分 計3.30月分	
助役	720,000円		
収入役	667,000円		
教育長	667,000円	6月期 1.70月分 12月期 1.60月分 計3.30月分	
議長	460,000円		
副議長	420,000円		
議員	390,000円		



〔9〕部門別職員数の状況と主な増減理由〔各年4月1日現在〕

単位：人

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成14年	平成15年		
一般行政部門	議会	5	5		
	総務	77	67	10	国体推進室の廃止
	税務	28	28		
	民生	158	154	4	保育士の減
	衛生	32	33	1	在宅介護支援センターの新設
	労働				
	農林水産	24	24		
	商工	6	6		
	土木	34	35	1	
小計	364	352	12		
政特別部門	教育	60	59	1	調理師の減
	消防	61	64	3	消防業務の充実
	小計	121	123	2	
普通会計計		485	475	10	
会計部門	水道	14	14		
	下水	12	12		
	その他	14	14		
	小計	40	40		
合計		525	515	10	



〔注〕 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

）内は、再任用短時間勤務職員です。＊職員数には含んでいません。

〔10〕定員適正化計画の数値目標および進ちょく状況

定員適正化目標（数・率）

職員数を平成13年から平成17年までの5年間で29人（5.4%）削減することを目標としています。数年前から保育所の民営化に取り組んでいますが、引き続き民生部門、教育部門の職員数の抑制を図るとともに、他部門においても事務改善および機構・組織の改革に取り組んでいきます。

定員適正化手法の概要

民間委託など...保育所の民営化をはじめ、委託できるものについては委託化を図ります。

機構・組織改革 行政需要に対応した機構・組織改革を図ります。

定員適正化計画の年次別進ちょく状況（実績）の概要 各年4月1日現在

区分	12年	13年	14年	15年	参考
	計画前年	1年目	2年目	3年目	
減員		17	20	21	/
増員		17	9	11	
差引		0	11	10	
累計		0	11	21	29
進ちょく率		0%	37.9%	72.4%	100%
職員数	536	536	525	515	507

(注)

- 1 計画期間は13年～17年の5年間です。
- 2 ( )内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示しています。

お問い合わせは、総務課職員係 880-6551 まで

# 土地価格等縦覧帳簿および 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧



縦覧期間	4月1日～5月31日 8:30～17:15 * 4月中の土・日曜日の縦覧時間... 8:30～12:30まで * 4月29日、5月の祝日、休日および5月の土・日曜日は行いません。
縦覧場所	税務課資産税係
対象	平成16年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者、または納税者から縦覧の委任を受けた方。
必要な物	身分を証明する物...運転免許証等または納税通知書（受取後）と認印。 * 代理人は、委任状が必要です。 法人所有の資産は、代表者からの委任を受けてください。
手数料	無料

縦覧資格条件

平成16年1月1日現在の固定資産の所有者で、固定資産税の納税者です。

縦覧対象物件

納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額が縦覧できます。

\* 土地（家屋）のみを所有している者は家屋（土地）の縦覧はできません。

また、誰々さんの（どこそこの）土地と家屋の分を縦覧したいとの要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますのでお答え出来ません。あらかじめ本人で縦覧箇所の所在地番等を確認のうえ縦覧してください。

縦覧期間

4月1日から当該年度の最初の納期限の日までの間。

お問い合わせは、税務課資産税係 880-6554 まで